

■ 精神障害者入院医療費助成制度のご案内 ■

◇制度について

精神的な疾患により精神科病院に入院した方（任意入院・医療保護入院）の療養を推進し、精神障がい者の経済的負担を軽減するため、入院にかかる医療費の一部を助成します。

◇申請できる方

静岡市内に住所を有し、精神科病院の入院期間が引き続き1ヶ月を超えた方

静岡市が認定する他の制度※により医療費助成を受けている場合、この制度で医療費助成を受けることはできません。

※生活保護法による医療扶助、重度心身障害者医療費助成、母子家庭等医療費助成、静岡市子ども医療費助成及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する医療支援給付)

◇支給額

健康保険診療の自己負担の範囲内で、1ヶ月 10,000円を限度に申請者に支給します。

◇申請に必要なもの

必要なもの 申請の種類	健康保険証 (写し可)	領収書 (原本)	通帳 (申請者の金融機関、支店、 口座番号等がわかるもの)	入院証明書※ ¹	付加給付内容証明書 一部負担還元金内容証明書
新規	○	○	○	○	△※ ²
継続	○	○			△※ ²
再入院	○	○	○	○	△※ ²

※¹入院した月の医療費を申請する時は、入院先の精神科病院が発行する入院証明書が必要です。

※²申請者が健康保険の被保険者の場合は「一部負担還元金内容証明願」、申請者が健康保険の被扶養者である場合は「付加給付内容証明願」（健康保険の保険者が健康保険組合、共済組合の方のみ）が必要です。

※「入院証明書」「一部負担還元金内容証明願」「付加給付内容証明願」の用紙は、区役所窓口にあります。静岡市のホームページからもダウンロードできます。

※「領収書（原本）」は受付印を押印、コピーをとり、原本をお返しします。

申請窓口・お問い合わせ先

葵福祉事務所	障害者支援課	☎ 054-221-1589
駿河福祉事務所	障害者支援課	☎ 054-287-8690
清水福祉事務所	障害者支援課	☎ 054-354-2168
清水福祉事務所	蒲原出張所	☎ 054-385-7790